

税の申告 受け付けが 始まります



市役所での 申告受け付け

市役所での市・府民税、所得税の申告受け付けが始まります。会場や日程は下表のとおり。

所得税は、2月15日(月)～19日(金)まで税理士による相談と申告の受け付けを実施。受付時間は9時30分～12時と13時～16時。

市・府民税は、2月15日～3月15日(火)に受け付け。受付時間は9時～16時。

西支所では2月16日(火)から、市・府民税のみ受け付け。

市・府民税申告書の送付

昨年、市・府民税の申告をした人には申告書を送付しています。届かない人や新たに申告が必要となった人は税務課へ連絡を。

平成28年度から適用される主な税制改正

豊かな森を育てる府民税の創設

森林の整備・保全を進めるため、「豊かな森を育てる府民税」として年額600円が府民税均等割に加算されます。

寄附金税額控除の限度額の引き上げ ワンストップ特例制度の創設

都道府県、市区町村等に対する寄附金について、基本控除に加算される特例控除額の上限が住民税所得割の1割から2割に引き上げられます。

また、確定申告の不要な給与所得者等が「ふるさと納税」をした場合に、確定申告をしなくても所得税および市・府民税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

償却資産 申告書の提出を

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産(事業用資産)も課税の対象です。償却資産を所有されている人は毎年1月1日の状況を申告しなければなりません。まだ申告していない人は至急、税務課へ申告して下さい。
▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。

公的年金を受給している人
公的年金の収入金額が年間400万円以下で、かつ、そのほかの所得が年間20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です(所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要)。
ただし、次の人は「市・府民税申告書」を市役所へ提出すると市・府民税が減額になる場合があります。控除の申告漏れがないようご注意ください。

◆市・府民税が課税になる人で、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除(納付書・口座振替で支払った国民健康保険料など)、医療費控除、扶養控除など各種控除の追加・変更のある人
なお、所得・控除の状況によっては、控除を申告されても税額が変わらない場合があります。

申告に際してのお願い
申告書はできる限り自分で作成していただくようお願いいたします。また、郵送でも提出できます。
▼詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

【申告受け付けの日程】

※申告の相談・受け付けは●印のついているところで実施。

受付会場	舞鶴税務署		市役所西支所		市役所本庁	
	所得税	市・府民税	所得税	市・府民税	所得税	市・府民税
受付時間	9時～17時		9時～16時		[市・府民税] 9時～16時 [所得税] 9時30分～12時 13時～16時	
受付申告書	●	●	●	●	●	●
2/8 月	●					
2/9 火	●					
2/10 水	●					
2/12 金	●					
2/15 月	●				●	●
2/16 火	●			●	●	●
2/17 水	●			●	●	●
2/18 木	●			●	●	●
2/19 金	●			●	●	●
2/22 月	●	●		●		●
2/23 火	●	●		●		●
2/24 水	●	●		●		●
2/25 木	●	●		●		●
2/26 金	●	●		●		●
2/29 月	●	●		●		●
3/1 火	●	●		●		●
3/2 水	●	●		●		●
3/3 木	●	●		●		●
3/4 金	●	●		●		●
3/7 月	●	●		●		●
3/8 火	●	●		●		●
3/9 水	●	●		●		●
3/10 木	●	●		●		●
3/11 金	●	●		●		●
3/14 月	●	●		●		●
3/15 火	●	●		●		●



舞鶴税務署からの お知らせ

所得税・消費税の申告受け付け

所得税・消費税の申告は税務署へ。申告受け付けの日程は左表でご確認ください。

国税電子申告・納税システム(e-TAX)か国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」のご利用を

イー・タックス e-TAX か国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」を利用すれば、画面案内に従って金額などを入力するだけで税額などが自動計算され、所得税申告書を作成できます。ぜひご利用ください。

▶詳しくは、舞鶴税務署(☎75・0801)へ。

**住宅借入金等特別税額控除
適用期間の延長**
居住開始年月日の適用期間が「平成29年12月31日まで」から「平成31年6月30日まで」に延長されました。

減免申請期限の変更
「納期限の7日前」から「納期限日まで」に7日間延長されました。

納税の猶予制度の改正
納税者の申請による換価(売却)の猶予制度が創設されました。これまででは納税者の申請による換価の猶予はできませんでしたが、市税を一時に納付することで事業の継続や生活の維持が困難になるおそれがある場合など、一定の要件に該当するときは、4月1日以後に納期限が到来する地方税について、原則として1年以内の期間に限り換価の猶予を受けることができるよう改正されました。

軽自動車税の 税率が変わります

平成28年度課税から軽自動車税の税率が右下表のとおりになります。新車登録から13年を経過した三輪および四輪以上の軽自動車は、

◆原動機付自転車および二輪車等の税率

車種区分	税率 (年額:円)		
	改正前の旧税率 (平成27年度まで)	改正後の新税率 (平成28年度以後)	
原動機付自転車	50cc以下	1,000	2,000
	50cc超90cc以下	1,200	2,000
	90cc超125cc以下	1,600	2,400
	ミニカー	2,500	3,700
軽二輪	125cc超250cc以下 (被けん引車含む)	2,400	3,600
二輪の小型自動車	250cc超	4,000	6,000
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600	2,000
	その他	4,700	5,900

◆三輪および四輪以上の軽自動車の税率

車種区分	税率 (年額:円)									
	初度検査年月 (新車新規登録年月)		経年重課 (平成28年度から適用)	グリーン化特例措置(軽減課税)						
	平成27年3月31日以前 登録車両	平成27年4月1日以後 登録車両		改正前の 旧税率	改正後の 新税率	対象:平成27年4月1日～28年3月31日に新車新規登録した下記車両 平成28年度課税のみ適用				
三輪660cc 以下	乗用	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	2,000	3,000	
	貨物用									
四輪660cc 以下	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100		
		営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200		
	貨物用	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300			2,500	3,800
		営業用	3,000	3,800	4,500	1,000			1,900	2,900

改正後の新税率から約20%増額となる経年重課の税率になります。
また、平成27年4月1日～28年3月31日に新車登録をした一定の環境性能を有する三輪および四輪以上の軽自動車は、燃費性能に応じたグリーン化特例が適用され、平成28年度の課税分が軽減されます。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更などの手続きをしても年税額を納付したくこととなり、還付はありません。

廃車・名義変更等の手続きを予定している場合は、3月末までに届出をしてください。

▼詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

